

地域脱炭素化促進事業の 促進区域の設定に関する愛知県基準

～ あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）別冊 ～
（案）

注）以下のとおり本文中に各マーカで示しています。

- ・ 検討会（第2回）での意見を踏まえ修正した箇所
- ・ パブリック・コメントでの意見を踏まえ修正した箇所

目次

第1章 基本的事項	1
1 基準策定の趣旨	1
2 基準の位置づけ	1
3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類	2
4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等	2
5 基準の考え方	2
6 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類及び基準の見直し	2
第2章 基準	3
1 太陽光発電施設に関する基準	3
(1) 促進区域に含めない区域	3
(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項	4
2 風力発電施設に関する基準	17
(1) 促進区域に含めない区域	17
(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項	18
第3章 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示	31
第4章 促進区域の設定等に当たっての留意事項	32
【参考資料1】 促進区域の設定等に当たって参考となるマニュアル 等	33
【参考資料2】 地域脱炭素化促進事業制度	34

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）の改正により、地方創生につながる再生可能エネルギーの導入を促進するための地域脱炭素化促進事業制度（※）が創設され、全ての市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）において、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）などの地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることが規定されました（法第21条第5項）。

また、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、市町村が定める促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めることとされた（法第21条第7項）ことから、本県は、地域から再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、市町村において地域の実情を踏まえた促進区域が設定され、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が実施されるよう本基準を定めることとしたものです。

なお、本基準は、実行計画の「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その地域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項」（法第21条第3項第1号）として、2022年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」の別冊に位置づけるものです。

※ 円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を促進するための制度

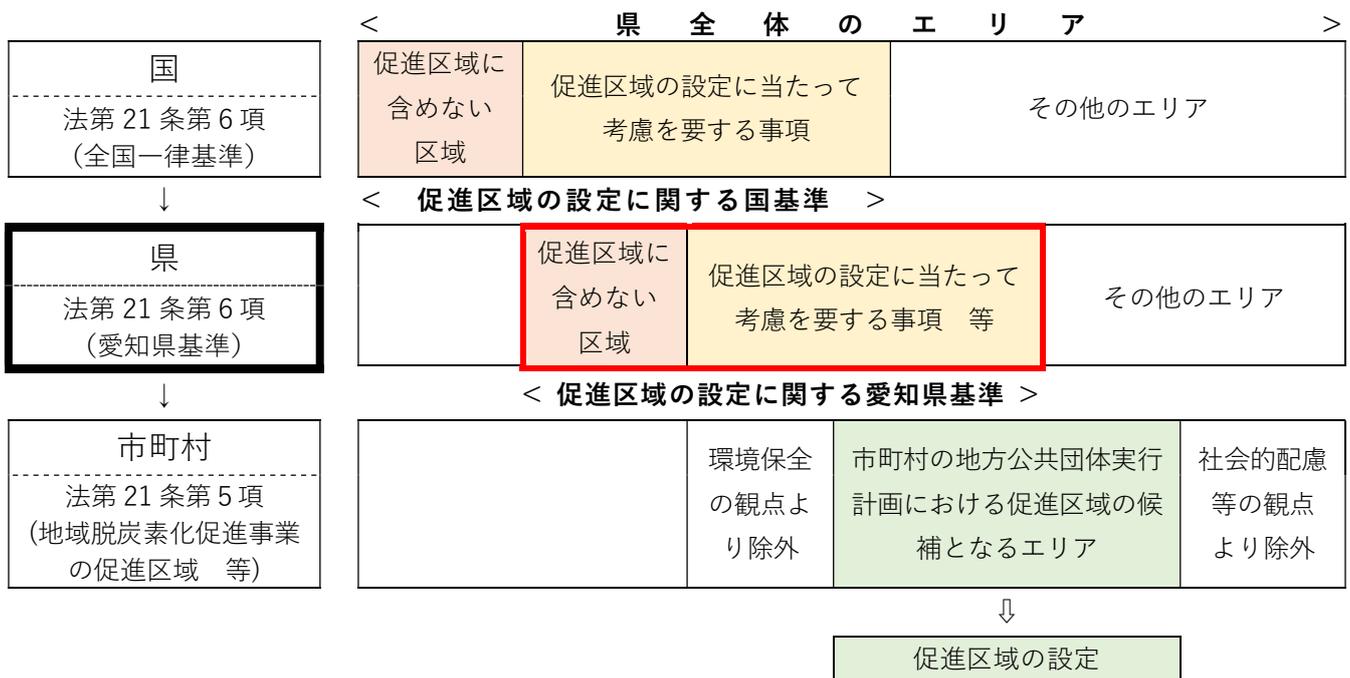
2 基準の位置づけ

本基準は、法第21条第7項の規定に基づき定める同条第6項の都道府県基準です。

国は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして全国一律の基準を定めており、県は、この国の基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して基準を定めます。市町村は、自ら定める再生可能エネルギーの導入目標を念頭に置き、国の基準に従い、かつ、本基準に基づき、環境保全の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定します。

本基準と国の基準及び市町村による促進区域の設定との関係性について、次のイメージ図に示しています。

イメージ図



3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

- ・太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するもの。）
- ・風力発電施設（風力を電気に変換するものであって、洋上に設置するものを除く。）

4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

- ・太陽光発電施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号。以下「環境省令」という。）第 5 条の 4 第 5 項関係

5 基準の考え方

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、基準の考え方は次のとおりとします。

- ・本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進
- ・本県の自然環境及び景観と調和した再生可能エネルギーの推進

6 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び基準の見直し

環境省令第 5 条の 6 第 5 項の規定に基づき、あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）に掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び基準の見直しを行うものとします。

第2章 基準

1 太陽光発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域（以下「促進区域に含めない区域」という。）は、太陽光－表1に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を太陽光発電施設に係る促進区域に含めることはできません。

太陽光－表1 促進区域に含めない区域

区域名	区域を定める法令・条例等
国定公園の特別保護地区※・第1種特別地域※	自然公園法
愛知県立自然公園の第1種特別地域	愛知県立自然公園条例
国指定鳥獣保護区の特別保護地区※	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
生息地等保護区	
ラムサール条約湿地	ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
保安林	森林法

※環境省令第5条の2第1項第1号の規定により促進区域に含めることができない区域を示す。

(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」に係る基準は、法令等で規制されている区域に関するものを「ア 配慮区域」(P.5～P.8)として定め、それ以外に関するものは「イ 配慮事項」(P.9～P.16)として定めます。

市町村は、これらに基づき、法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」及び同項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」を定めることとなります。

太陽光一表2及び太陽光一表3について、具体的な説明を次に示します。

① 考慮対象事項	② 収集すべき情報 【配慮区域又は配慮事項】 ----- ③ 収集の方法	④ 促進区域を定める際の考 え方	⑤ 地域の環境の保全のための 取組（環境の保全への適正 な配慮を確保するために必 要な措置）の考え方
-------------	---	------------------------	--

① 考慮対象事項

施設の設置に伴い影響を及ぼすおそれのある環境要素の区分
(当該区分は、環境省令第5条の5において施設の種類ごとに定められている。)

② 収集すべき情報

「考慮対象事項」に掲げる環境要素への影響を考慮するに当たって収集すべき情報
(太陽光一表2では【配慮区域】を、太陽光一表3では【配慮事項】を当該情報として定めてい
る。)

③ 収集の方法

「収集すべき情報」を取得するための情報源
(全ての情報源が網羅されていない可能性があるため、不明な場合は所管行政機関へ問い合わせる
などにより対応すること。)

④ 促進区域を定める際の考え方

法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」の設定に当たって、考慮対象事項ごとの地域の自
然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方

⑤ 地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考 え方

法第21条第5項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」であって、地域の自然的
社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方

ア 配慮区域

太陽光一表2中の「配慮区域」は、法令等で規制されている区域であることから、原則として、環境に影響を及ぼすおそれがより小さいと見込まれる他の土地から優先的に促進区域を設定すること。

「配慮区域」を促進区域に含めようとする場合は、その指定の目的の達成に支障を及ぼさないことを前提に、「収集方法」を参考に必要な情報を収集し、「促進区域を定める際の考え方」を踏まえて促進区域を定めること。

また、促進区域で行われる法第22条の2第3項の規定により認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づく事業（以下「認定事業」という。）について、地域の環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置が講じられるよう「地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方」に基づき、法第21条第5項第5号イの「地域の環境の保全のための取組」を定めること。

太陽光一表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
土地の安定性への影響	地域森林計画対象民有林（森林法） ・ マップあいち ^{※1} ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 市町村 ・ 愛知県（農林基盤局 林務課、森林保全課又は農林水産事務所）	・ 地域森林計画対象民有林への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。	・ 森林の持つ多面的機能が損なわれないよう森林の伐採範囲を最小限とすること。 ・ 大規模な伐採を伴う場合は、所管行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国定公園の第2種特別地域（自然公園法） ・ マップあいち ・ あいちの環境 ^{※2} （自然環境情報） ・ EADAS ^{※3} 【所管行政機関】 ・ 愛知県（環境局 自然環境課）	・ 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。	・ 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイ ^{※4} の高さ、配置等を選定すること。 ・ 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・ 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・ 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。

太陽光－表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	国定公園の第3種特別地域 (自然公園法)	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> マップあいち あいちの環境（自然環境情報） EADAS 		
	【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県（環境局 自然環境課） 		
	国定公園の普通地域 (自然公園法)	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の合計が1,000㎡を超える太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> マップあいち あいちの環境（自然環境情報） EADAS 		
	【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県（環境局 自然環境課） 		

太陽光－表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 第2種特別地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> マップあいち あいちの環境（自然環境情報） EADAS 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県（環境局 自然環境課） 		
	愛知県立自然公園の 第3種特別地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> マップあいち あいちの環境（自然環境情報） EADAS 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県（環境局 自然環境課） 		

太陽光－表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 普通地域 （愛知県立自然公園 条例）	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内の地上部分の水平投影面積の合計が1,000㎡を超える太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、隣接地・周辺道路又は展望地からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報） ・EADAS <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県（環境局 自然環境課） 		

※1 マップあいち：愛知県統合型地理情報システム（<https://maps.pref.aichi.jp/>）

※2 あいちの環境：愛知県環境局のWeb ページ（<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/index.html>）

※3 EADAS：環境アセスメントデータベース（Environmental Impact Assessment Database System）
（<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）

※4 アレイ：太陽光パネルを架台に設置したもの

イ 配慮事項

太陽光一表3中の「配慮事項」は、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項であることから、環境に影響を及ぼすおそれがより小さいと見込まれる土地から優先的に促進区域を設定すること。

太陽光一表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
騒音による生活環境への影響	住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して住居からの離隔を極力確保すること又はパワーコンディショナに防音のための囲いを設けるなどの防音対策を講ずること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講ずること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
騒音による生活環境への影響	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 ^{※5} の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して学校、病院等からの離隔を極力確保すること又はパワーコンディショナに防音のための囲いを設けるなどの防音対策を講ずること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講ずること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
水の濁りによる影響	取水施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設及びその上流側への水の濁りによる影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講ずること。
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の Web ページ等 		

太陽光－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
反射光による生活環境への影響	住宅の分布状況 ・住宅地図 ・関係機関の Web ページ等	・住宅への反射光による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。	・アレイの配置又は向きを調整する、太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する、フェンスの設置又は植栽を施すなど、住居の窓に反射光が差し込まないように措置を講ずること。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況 ・EADAS ・住宅地図 ・関係機関の Web ページ等	・学校、病院等への反射光による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。	・アレイの配置又は向きを調整する、太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する、フェンスの設置又は植栽を施すなど、学校、病院等の窓に反射光が差し込まないように措置を講ずること。
重要な地形及び地質への影響	日本の地形レッドデータブック掲載地形 ・EADAS	・施設を設置するために、重要な地形及び地質を改変し、又は損傷するおそれがある土地及びその周辺を極力避けること。	・当該地形の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。
土地の安定性への影響	土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の発生原因となり得る土地の分布状況 （土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一部、山地災害危険地区等） ・マップあいち ・EADAS ・関係機関の Web ページ等 【所管行政機関】 ・愛知県（建設局 砂防課、農林基盤局 森林保全課等）	・土砂災害の発生原因となり得る土地及びその周辺を極力避けること。	・土砂災害の発生原因となるおそれのある土地について適切に必要な調査を行い、土砂災害を助長し、又は誘発しないよう、事業区域に含めない、又は必要な措置を講ずること。 ・法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配を決定する、地表水及び地下水の状況等を踏まえ適切な排水計画を採用するなど、土地の安定性が確保されるよう適切な事業計画とすること。なお、開発行為における土地の形質変更（掘削、盛土、切土、伐根等）又は土石等の堆積に伴う影響も当該考慮に含めること。

太陽光－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<p>国内希少野生動植物種<植物> (種の保存法)</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生育地及びその周辺を極力避けること。 ・ 重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生育地の改変を避けること。 ・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<p>県指定希少野生動植物種<植物> (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例)</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 愛知県（環境局 自然環境課）</p>		
	<p>植生自然度の高い地域</p> <p>・ EADAS</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生自然度8～10の地域及びその周辺を極力避けること。 ・ 植生自然度7の地域及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に植生自然度の高い地域（植生自然度7～10）を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<p>巨樹・巨木林</p> <p>・ EADAS</p>		

太陽光－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	特定植物群落	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定植物群落及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に特定植物群落群を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS 		
	環境省レッドリスト掲載種＜植物＞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。 ・ 準絶滅危惧又は情報不足の種の生育地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管行政機関に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課） 		
	レッドリストあいち掲載種＜植物＞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。 ・ 準絶滅危惧又は情報不足の種の生育地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管行政機関に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県（環境局 自然環境課） 		

太陽光－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】 収集の方法	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<p>天然記念物<植物>に関するものであって、環境配慮の観点から指定されているものに限る。> （文化財保護法）</p> <p>※ なお、社会的配慮の観点から指定されているものについても、市町村において配慮する必要がある。</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】 ・ 愛知県（県民文化局 文化芸術課 文化財室）</p>	<p>・ 天然記念物に指定されている生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等を避けること。また、その周辺を極力避けること。</p>	<p>・ 事業区域内及びその周辺に重要な生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。</p> <p>・ 生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>国内希少野生動植物種<動物> （種の保存法）</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】 ・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）</p> <p>県指定希少野生動植物種<動物> （自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例）</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】 ・ 愛知県（環境局 自然環境課）</p>	<p>・ 生息地及びその周辺を極力避けること。</p> <p>・ 重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。</p> <p>・ 生息地及びその周辺を極力避けること。</p> <p>・ 重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。</p>	<p>・ 事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生息地の改変を避けること。</p> <p>・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p> <p>・ 事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生息地の改変を避けること。</p> <p>・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>

太陽光－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト掲載種<動物> ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）	・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 準絶滅危惧、情報不足の種又は絶滅のおそれのある地域個体群の生息地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。	・ 事業区域内又は周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	レッドリストあいち掲載種<動物> ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 愛知県（環境局 自然環境課）	・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 準絶滅危惧、情報不足の種又は絶滅のおそれのある地域個体群の生息地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。	・ 事業区域内又は周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	天然記念物<動物に関するもの>（文化財保護法） ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 愛知県（県民文化局 文化芸術課 文化財室）	・ 天然記念物に指定されている生息地、繁殖地、発生地等及びその周辺を極力避けること。	・ 事業区域内及びその周辺に重要な生息地、繁殖地、発生地等を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地、繁殖地、発生地等の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・ 生息地、繁殖地、発生地等への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。

太陽光－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
地域を特徴づける生態系への影響	生物多様性の保全上重要な里地里山	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な里地里山を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な里地里山が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） 		
	生物多様性の保全上重要な湿地	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な湿地を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・土地の改変等による、生物多様性の保全上重要な湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。
	地域の湿地 <生物多様性の保全上重要な湿地を除く。>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・土地の改変等による、地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。
	（参考文献） 東海地方の湧水湿地（2019.9 湧水湿地研究会） ※文献に記載されている湿地の位置情報については、愛知県（環境局 自然環境課）を通じて提供可能		

太陽光－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	長距離自然歩道 (東海自然歩道)	・長距離自然歩道を極力避けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道からの眺望景観への影響を考慮して、アレイの高さ、配置等を選定すること。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネル及び付帯設備の色彩とすること。 ・事業区域の周囲に植栽を施す、又は周辺部の森林を残すなど、長距離自然歩道からの施設の視認範囲を極力小さくすること。 ・長距離自然歩道の改変を避ける、又は最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・あいちの環境（自然環境情報） 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） ・愛知県（環境局 自然環境課） 		
主要な人と自然との 触れ合いの活動 の場への影響	長距離自然歩道 (東海自然歩道)	・長距離自然歩道を極力避けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の周囲に長距離自然歩道が存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・事業区域の周囲に長距離自然歩道が存在する場合は、造成工事に伴う粉じん、建設機械又は工事用車両による騒音・振動等の影響が及ばないように配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・あいちの環境（自然環境情報） 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） ・愛知県（環境局 自然環境課） 		

※5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設：学校・病院・福祉施設・保健医療施設・文化施設等

2 風力発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めない区域

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域（以下「促進区域に含めない区域」という。）は、風力一表1に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を風力発電施設に係る促進区域に含めることはできません。

風力一表1 促進区域に含めない区域

区域名	区域を定める法令・条例等
国定公園の特別保護地区※・第1種特別地域※	自然公園法
愛知県立自然公園の第1種特別地域	愛知県立自然公園条例
国指定鳥獣保護区の特別保護地区※	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	
自然環境保全地域	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例
生息地等保護区	
ラムサール条約湿地	ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）
砂防指定地	砂防法
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

※環境省令第5条の2第1項第1号の規定により促進区域に含めることができない区域を示す。

(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項

環境省令第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」に係る基準は、法令等で規制されている区域に関するものを「ア 配慮区域」(P.19～P.21)として定め、それ以外に関するものは「イ 配慮事項」(P.22～P.29)として定めます。

市町村は、これらに基づき、法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」及び同項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」を定めることとなります。

風力一表2及び風力一表3について、具体的な説明を次に示します。

① 考慮対象事項	② 収集すべき情報 【配慮区域又は配慮事項】 ----- ③ 収集の方法	④ 促進区域を定める際の考え方	⑤ 地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
-------------	---	--------------------	--

① 考慮対象事項

施設の設置に伴い影響を及ぼすおそれのある環境要素の区分
(当該区分は、環境省令第5条の5において施設の種類ごとに定められている。)

② 収集すべき情報

「考慮対象事項」で掲げる環境要素への影響を考慮するに当たって収集すべき情報
(風力一表2では【配慮区域】を、風力一表3では【配慮事項】を当該情報として定めている。)

③ 収集の方法

「収集すべき情報」を取得するための情報源
(全ての情報源が網羅されていない可能性があるため、不明な場合は所管行政機関へ問い合わせるなどにより対応すること。)

④ 促進区域を定める際の考え方

法第21条第5項第2号に規定する「促進区域」の設定に当たって、考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方

⑤ 地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方

法第21条第5項第5号イに規定する「地域の環境の保全のための取組」であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方

ア 配慮区域

風力一表2中の「配慮区域」は、法令等で規制されている区域であることから、原則として、環境に影響を及ぼすおそれがより小さいと見込まれる他の土地から優先的に促進区域を設定すること。

「配慮区域」を促進区域に含めようとする場合は、その指定の目的の達成に支障を及ぼさないことを前提に、「収集方法」を参考に必要な情報を収集し、「促進区域を定める際の考え方」を踏まえて促進区域を定めること。

また、促進区域で行われる法第22条の2第3項の規定により認定した地域脱炭素化促進事業計画に基づく事業（以下「認定事業」という。）について、地域の環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置が講じられるよう「地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方」に基づき、法第21条第5項第5号イの「地域の環境の保全のための取組」を定めること。

風力一表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
土地の安定性への影響	保安林（森林法） ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 愛知県（農林基盤局 森林保全課又は農林水産事務所）	・ 保安林を極力避けること。	・ 保安林の第1級地については、森林法第34条第2項で定める土地の形質の変更行為に係る許可（保安林内作業許可）の範囲内で実施できる事業を対象とすること。 ・ 開発による保安林への影響が最小限となるよう、所管行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。
	地域森林計画対象民有林（森林法） ・ マップあいち ^{※1} ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 市町村 ・ 愛知県（農林基盤局 林務課、森林保全課又は農林水産事務所）	・ 地域森林計画対象民有林への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。	・ 森林の持つ多面的機能が損なわれないよう森林の伐採範囲を最小限とすること。 ・ 大規模な伐採を伴う場合は、所管行政機関の意見を踏まえた事業計画とすること。

風力－表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	国定公園の第2種特別地域 （自然公園法） ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報）※ ² ・EADAS※ ³ 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自然環境課）	・施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。	・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	国定公園の第3種特別地域 （自然公園法） ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報） ・EADAS 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自然環境課）	・施設を設置するために、土地の形状を大きく変更する必要があると認められる土地（谷・急傾斜地等）又は立木が存在する土地（立木が僅少である場合を除く。）については、極力避けること。	・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。
	国定公園の普通地域 （自然公園法） ・マップあいち ・あいちの環境（自然環境情報） ・EADAS 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自然環境課）	・高さ30メートルを超える風力発電施設は、特にプロペラ式の風車を伴う場合、周辺の広範な地域から極めて望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性があるため、自然景観に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮すること。	・眺望点からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 ・景観資源の改変を避けること。また、眺望点の改変を避ける、又は最小限とすること。

風力－表2 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮区域）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮区域】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	愛知県立自然公園の 第2種特別地域 （愛知県立自然公園 条例） ----- ・マップあいち ・あいちの環境（自 然環境情報） ・EADAS 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自 然環境課）	・施設を設置するために、 土地の形状を大きく変更 する必要があると認めら れる土地（谷・急傾斜地 等）又は立木が存在する 土地（立木が僅少である 場合を除く。）について は、極力避けること。	・眺望点からの眺望景観への 影響を考慮して、風力発電 施設の規模、配置、色彩を 選定すること。 ・景観資源の改変を避けるこ と。また、眺望点の改変を 避ける、又は最小限とする こと。
	愛知県立自然公園の 第3種特別地域 （愛知県立自然公園 条例） ----- ・マップあいち ・あいちの環境（自 然環境情報） ・EADAS 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自 然環境課）	・施設を設置するために、 土地の形状を大きく変更 する必要があると認めら れる土地（谷・急傾斜地 等）又は立木が存在する 土地（立木が僅少である 場合を除く。）について は、極力避けること。	・眺望点からの眺望景観への 影響を考慮して、風力発電 施設の規模、配置、色彩を 選定すること。 ・景観資源の改変を避けるこ と。また、眺望点の改変を 避ける、又は最小限とする こと。
	愛知県立自然公園の 普通地域 （愛知県立自然公園 条例） ----- ・マップあいち ・あいちの環境（自 然環境情報） ・EADAS 【所管行政機関】 ・愛知県（環境局 自 然環境課）	・高さ 30 メートルを超える 風力発電施設は、特にプ ロペラ式の風車を伴う場 合、周辺の広範な地域か ら極めて望見又は注視さ れやすく、野生生物に影 響を及ぼす可能性がある ため、自然景観に大きな 影響を与えるおそれがあ ることを考慮すること。	・眺望点からの眺望景観への 影響を考慮して、風力発電 施設の規模、配置、色彩を 選定すること。 ・景観資源の改変を避けるこ と。また、眺望点の改変を 避ける、又は最小限とする こと。

※1 マップあいち：愛知県統合型地理情報システム (<https://maps.pref.aichi.jp/>)

※2 あいちの環境：愛知県環境局の Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/index.html>)

※3 EADAS：環境アセスメントデータベース (Environmental Impact Assessment Database System) (<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

イ 配慮事項

風力－表3中の「配慮事項」は、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項であることから、環境に影響を及ぼすおそれがより小さいと見込まれる土地から優先的に促進区域を設定すること。

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
騒音による生活環境への影響	住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設の単機の規模・性能、設置数等の事業特性、地域の特性（地形・気象条件）、社会的受容性等を考慮し、住居からの十分な離隔距離を確保すること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講ずること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
騒音による生活環境への影響	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 ^{※4} の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等への騒音による影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設の単機の規模・性能、設置数等の事業特性、地域の特性（地形・気象条件）、社会的受容性等を考慮し、学校、病院等からの十分な離隔距離を確保すること。 工事の実施に係る作業騒音（建設機械の稼働、搬入車両の通行、荷下ろし等）の防音対策を講ずること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
水の濁りによる影響	取水施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設及びその上流側への水の濁りによる影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂池、濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講ずること。
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の Web ページ等 		

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
風車の影による生活環境への影響	住宅の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への風車の影による生活環境への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規模及び高さ、冬至の日影の長さ並びに影響が発生する方角及び時間を考慮し、風車の影が住居に長時間重ならない事業計画とすること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
風車の影による生活環境への影響	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院等への風車の影による生活環境への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規模及び高さ、冬至の日影の長さ並びに影響が発生する方角及び時間を考慮し、風車の影が学校、病院等に長時間重ならない事業計画とすること。 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 住宅地図 関係機関の Web ページ等 		
重要な地形及び地質への影響	日本の地形レッドデータブック掲載地形	<ul style="list-style-type: none"> 施設を設置するために、重要な地形及び地質を改変し、又は損傷するおそれがある土地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 		
土地の安定性への影響	土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の発生原因となり得る土地の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生原因となり得る土地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生原因となるおそれのある土地について適切に必要な調査を行い、土砂災害を助長し、又は誘発しないよう、事業区域に含めない、又は必要な措置を講ずること。 法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配を決定する、地表水及び地下水の状況等を踏まえ適切な排水計画を採用するなど、土地の安定性が確保されるよう適切な事業計画とすること。なお、開発行為における土地の形質変更（掘削、盛土、切土、伐根等）又は土石等の堆積に伴う影響も当該考慮に含めること。
	（土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一部、山地災害危険地区等） <ul style="list-style-type: none"> EADAS マップあいち 関係機関の Web ページ等 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県（建設局 砂防課、農林基盤局 森林保全課等） 		

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<p>国内希少野生動植物種<植物> (種の保存法)</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生育地及びその周辺を極力避けること。 ・ 重要な生育地が特定されている場合は、その生育地及び周辺を避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に生育地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生育状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生育地の改変を避けること。 ・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<p>県指定希少野生動植物種<植物> (自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例)</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 愛知県（環境局 自然環境課）</p>		
	<p>植生自然度の高い地域</p> <p>・ EADAS</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生自然度 8～10 の地域及びその周辺を極力避けること。 ・ 植生自然度 7 の地域及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に植生自然度の高い地域（植生自然度 7～10）を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。 ・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	<p>巨樹・巨木林</p> <p>・ EADAS</p>		

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<p>特定植物群落</p> <hr/> <p>・ EADAS</p>	<p>・ 特定植物群落及びその周辺を極力避けること。</p> <p>・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。</p> <p>・ 準絶滅危惧又は情報不足の種の生育地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。</p> <p>・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生育地及びその周辺を極力避けること。</p> <p>・ 準絶滅危惧又は情報不足の種の生育地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。</p>	<p>・ 事業区域内及びその周辺に特定植物群落群を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。</p> <p>・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p> <p>・ 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。</p> <p>・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p> <p>・ 事業区域内及びその周辺に重要な生育地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生育地の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。</p> <p>・ 生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>
	<p>環境省レッドリスト掲載種<植物></p> <hr/> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）</p>		
	<p>レッドリストあいち掲載種<植物></p> <hr/> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 愛知県（環境局 自然環境課）</p>		

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<p>天然記念物＜植物に関するものであって、環境配慮の観点から指定されているものに限る。＞ （文化財保護法）</p> <p>※ なお、社会的配慮の観点から指定されているものについても、市町村において配慮する必要がある。</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 愛知県（県民文化局 文化芸術課 文化財室）</p>	<p>・ 天然記念物に指定されている生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等を避けること。また、その周辺を極力避けること。</p>	<p>・ 事業区域内及びその周辺に重要な生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原の改変を避ける、又は改変面積を最小限とすること。</p> <p>・ 生育地、自生地、群落、並木、原始林、社叢、湿原等への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>
	<p>国内希少野生動植物種＜動物＞ （種の保存法）</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）</p>		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>県指定希少野生動植物種＜動物＞ （自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例）</p> <p>・ 所管行政機関に聴取</p> <p>【所管行政機関】</p> <p>・ 愛知県（環境局 自然環境課）</p>	<p>・ 生息地及びその周辺を極力避けること。</p> <p>・ 重要な生息地が特定されている場合は、その生息地及び周辺を避けること。</p>	<p>・ 事業区域内及びその周辺に生息地が存在するおそれのある場合は、現地調査によりその生息状況を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。</p> <p>・ 生息地の改変を避けること。</p> <p>・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。</p>
	<p>・ 所管行政機関に聴取</p>		

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	環境省レッドリスト掲載種<動物> ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 環境省（中部地方環境事務所 野生生物課）	・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 準絶滅危惧、情報不足の種又は絶滅のおそれのある地域個体群の生息地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。	・ 事業区域内及びその周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	レッドリストあいち掲載種<動物> ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 愛知県（環境局 自然環境課）	・ 絶滅危惧 IA 類、IB 類又は II 類の種の生息地及びその周辺を極力避けること。 ・ 準絶滅危惧、情報不足の種又は絶滅のおそれのある地域個体群の生息地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。	・ 事業区域内及びその周辺に重要な生息地を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・ 生息地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。
	天然記念物<動物に関するもの>（文化財保護法） ・ 所管行政機関に聴取 【所管行政機関】 ・ 愛知県（県民文化局 文化芸術課文化財室）	・ 天然記念物に指定されている生息地、繁殖地、発生地等及びその周辺を極力避けること。	・ 事業区域内及びその周辺に重要な生息地、繁殖地、発生地等を含む場合は、必要に応じ現地調査によりその分布を把握し、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 生息地、繁殖地、発生地等の改変を避ける、又は最小限とすること。 ・ 生息地、繁殖地、発生地等への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにすること。

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	風力発電における鳥類のセンシティブマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団飛来地（注意喚起レベルA1～A3）及びその周辺への影響が極力回避され、又は低減されるよう考慮すること。 ・ 鳥類の渡りルート及びその周辺は、鳥類の渡りルートとなる可能性があることから専門家等の意見を踏まえて検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内及びその周辺に集団飛来地（注意喚起レベルA1～A3）又は希少猛禽類の生息域、鳥類の渡りルートが存在する場合は、必要に応じ現地調査によりその分布及び渡りルートを把握し、専門家等の意見を踏まえて、風力発電施設の規模、配置の選定、営巣期の工事期間を避けるなどの必要な措置を講ずること。 ・ 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
	・ EADAS		
	重要野鳥生息地 ※IBA (Important Bird and Biodiversity Areas)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IBA として選定されている重要野鳥生息地及びその周辺を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IBA として選定されている重要野鳥生息地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずること（順応的管理）。
地域を特徴づける生態系への影響	生物多様性の保全上重要な里地里山	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全上重要な里地里山を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全上重要な里地里山が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 所管行政機関に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） 		

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
	<p>生物多様性の保全上重要な湿地</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ 所管行政機関に聴取 <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全上重要な湿地を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の保全上重要な湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 土地の改変等による、生物多様性の保全上重要な湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。
地域を特徴づける生態系への影響	<p>地域の湿地 ＜生物多様性の保全上重要な湿地を除く。＞</p> <hr/> <p>（参考文献） 東海地方の湧水湿地（2019.9 湧水湿地研究会） ※文献に記載されている湿地の位置情報については、愛知県（環境局 自然環境課）を通じて提供可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地及びその周辺は、地域特性を踏まえて必要に応じて回避すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地が付近に存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・ 土地の改変等による、地域の湿地のうち、市町村が生物多様性保全の観点から配慮が必要と認める湿地への濁水等の流入が生じないよう適切な措置を講ずること。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<p>長距離自然歩道（東海自然歩道）</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ EADAS ・ あいちの環境（自然環境情報） <p>【所管行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） ・ 愛知県（環境局 自然環境課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長距離自然歩道を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長距離自然歩道からの眺望景観への影響を考慮して、風力発電施設の規模、配置、色彩を選定すること。 ・ 長距離自然歩道の改変を避ける、又は最小限とすること。

風力－表3 促進区域の設定に当たって考慮を要する事項（配慮事項）

考慮対象事項	収集すべき情報 【配慮事項】	促進区域を定める際の考え方	地域の環境の保全のための取組（環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置）の考え方
	収集の方法		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	長距離自然歩道 (東海自然歩道)	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道を極力避けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、必要に応じて現地調査を行い、所管行政機関、専門家等の意見を踏まえた事業計画とすること。 ・事業区域の周辺に長距離自然歩道が存在する場合は、造成工事に伴う粉じん、建設機械又は工事用車両による騒音・振動等の影響が及ばないように配慮すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・EADAS ・あいちの環境（自然環境情報） 【所管行政機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・環境省（中部地方環境事務所 国立公園課） ・愛知県（環境局 自然環境課） 		

※4 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設：学校・病院・福祉施設・保健医療施設・文化施設等

第3章 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示

法第21条第5項第5号ロの「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の例は、次表のとおりです。

表 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	再生可能エネルギー事業における地元の雇用創出、施設の保守点検等に係る人材育成及び技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などが、事業主体・ファイナンス主体として参画を行う取組
	地域への再生可能エネルギーの導入と併せて企業誘致を行い、その地域内で再生可能エネルギーを100%活用できる仕組みを構築し、産業集積を図る取組
	エネルギー消費地である都市部と、再生可能エネルギーポテンシャルの豊富な地方農山村が連携して、一体的に再生可能エネルギーの供給及び経済循環を推進する取組
地域における社会的課題の解決	再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用
	EVシェアリングの導入・活用
	耕作放棄地の活用による獣害対策
	収益等を活用して高齢者の見守りサービス、移動支援等の取組
	既存の系統線、自営線等を活用した再生可能エネルギーの地産地消・面的活用の取組

第4章 促進区域の設定等に当たっての留意事項

市町村は、法第21条第5項の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たって、次の事項に留意する必要があります。

1 本基準は、環境の保全の観点から県内一律に配慮を要する事項を定めていることから、次の事項については市町村が主体的に検討を行うこと。

(1) 環境の保全の観点から配慮を要する事項のうち、市町村ごとの地域特性及び対象とする施設の規模・設置形態に応じて配慮を要する事項（特に住民への配慮が必要となる騒音、景観、風車の影等の事項については、地域特性を踏まえた検討が必要であること。）

(2) 社会的配慮の観点から配慮を要する事項

2 環境省、本県及び所管行政機関と十分な意見交換及び調整を行うこと。

また、促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が、隣接する市町村（県外の市町村を含む）に環境影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合は、当該市町村との意見交換及び調整を行うことが望ましいこと。

3 地域に求められるニーズを踏まえ、地域にとってのメリットの増大・デメリットの軽減を図りつつ、地域での合意形成を円滑に行うこと。

4 地域の環境の保全のための取組は、地域脱炭素化促進施設の整備に関する工事中又は供用時だけでなく、事業計画の立案から事業終了後の対応を含めた一連の行為を対象として検討すること。

また、事業の計画時には想定していなかった環境への影響が生じるケースも考えられるため、順応的管理の考え方を地域の環境の保全のための取組の中に盛り込むことを検討すること（例：事業の実施における継続的な環境モニタリングの実施及びその結果に基づき、必要に応じて施設の補修又は修正を行うことを認定要件に設定するなど）。

【参考資料1】 促進区域の設定等に当たって参考となるマニュアル 等

促進区域の設定等に当たって参考となるマニュアル等を以下に示します。

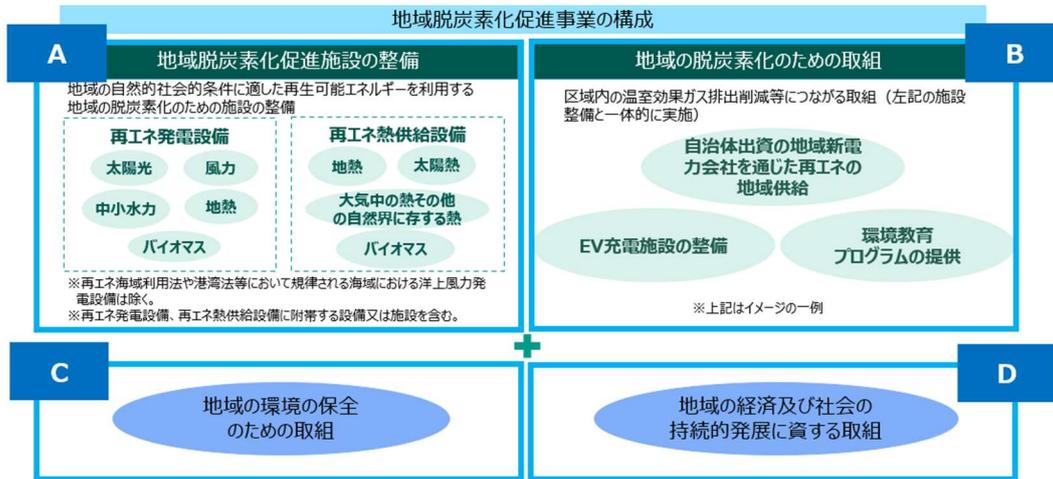
マニュアル 等	発行元（発行年）	概要
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）	環境省（令和4年4月）	地域脱炭素化促進事業に関する事項を策定し、又は実施するための基本的な考え方、手順等を取りまとめたマニュアル。
地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック	環境省（令和4年6月）	地域脱炭素化促進事業の促進区域等を定める際のより具体的な解説及び事例並びに実務的な手順の例を示したハンドブック。
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境省（令和2年3月）	環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象にならない規模の太陽光発電事業に対する適切な環境配慮を取りまとめたガイドライン。
風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）	環境省（令和2年3月）	環境保全と風力発電の導入促進を両立するため、「環境・社会面から風力発電の導入を促進しうるエリア（促進エリア）」等の区域を設定するゾーニングの手法を取りまとめたマニュアル。
事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	資源エネルギー庁（令和4年4月）	太陽光発電事業者及び風力発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項及び法の目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）の考え方を記載したガイドライン。
事業計画策定ガイドライン（風力発電）	資源エネルギー庁（令和4年4月）	

データベース	管理者	概要
再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS]	環境省	全国・地域別の再生可能エネルギー導入ポテンシャル情報等をデータ及び地図で可視化したウェブサイト。促進区域となり得るエリアの再生可能エネルギーポテンシャルに関する情報を収集・把握できる。
環境アセスメントデータベース[EADAS]	環境省	環境アセスメントにおいて、地域特性を把握するために必要となる自然環境及び社会環境に関する情報を一元的に収録し、及び提供しているウェブサイト。促進区域となり得るエリアの既存情報を収集できる。

【参考資料2】 地域脱炭素化促進事業制度

●地域脱炭素化促進事業の構成

再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化の取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものです。

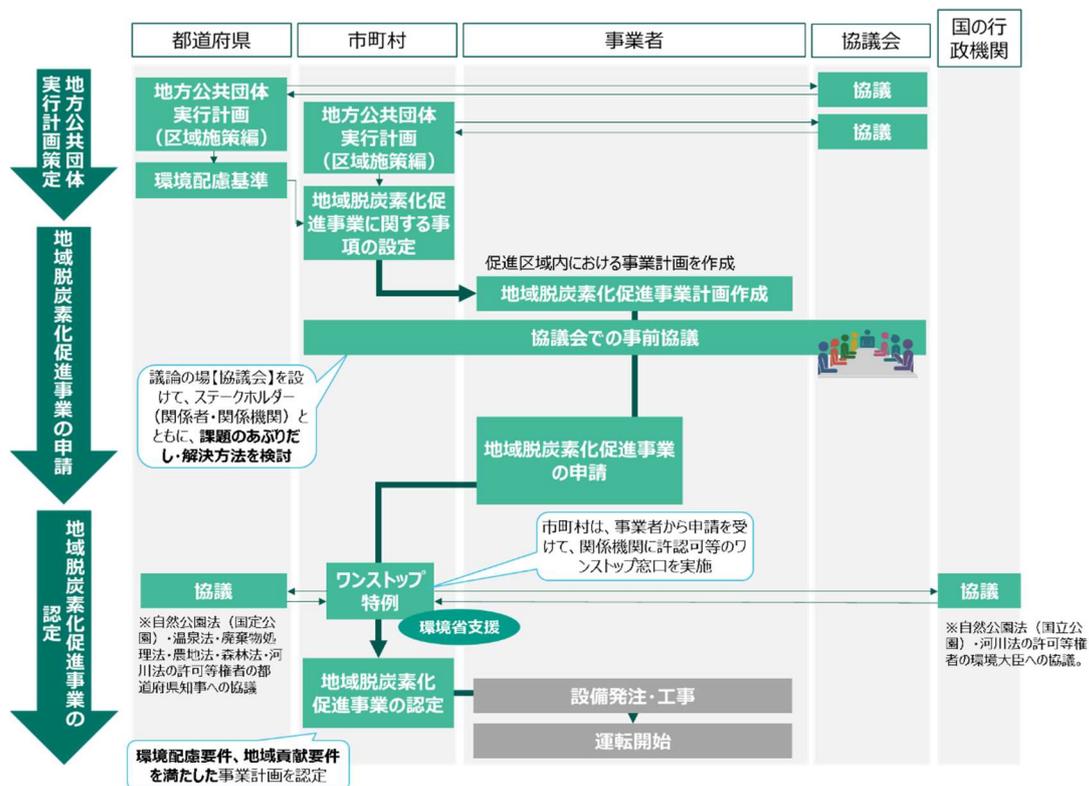


出典) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

●地域脱炭素化促進事業制度の流れ

市町村は、促進区域等を設定する際、協議会等を活用し、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。また、事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の前に、協議会が組織されている場合は協議会に事業計画を協議しなければなりません。

地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフローと各主体の役割は、次のとおりです。



出典) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」